

平成十二年総理府・建設省令第九号

国土交通省所管補助金等交付規則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第五条、第七條第一項、第九條第一項、第十二條及び第十四條並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条、第十三條及び第十四條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省所管補助金等交付規則を次のように定める。

（通則）

第一条 国土交通省の所管に係る補助金等（道路、河川、住宅その他の社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するもの（社会資本整備総合交付金を除く。）を除く。）に限る。以下同じ。）の交付に関しては、他の法令に特別の定めのあるものを除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」又は「間接補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等又は間接補助金等をいう。

（補助金等の交付の申請書の提出時期）

第三条 法第五条の申請書を提出する時期は、毎会計年度定めるものとし、これを公示する場合を除き、補助金等の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

（補助金等の交付の申請書の記載事項等）

第四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号から第四号まで及び第二項第一号から第五号までに掲げる事項以外の事項で法第五条の申請書及びその添付書類に記載すべき事項は、補助金等の種類に応じて別に定める。

2 令第三条第二項各号に掲げる事項のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、同項の書類に記載することを要しない。

3 法第五条の申請書の様式は、補助金等の種類に応じて別に定める。

（補助金等の交付の条件）

第五条 国土交通大臣は、補助金等の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合

においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等の内容の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

2 国土交通大臣は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の決定をする場合において、補助事業等の目的及び内容に応じて必要があると認められるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

二 補助事業等が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、国土交通大臣の承認を経て当該事業等の完了後これと同種の他の補助事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該補助事業等に係る国の補助率又は負担率を乗じて得た金額を返還すべきこと。

三 地方公共団体である補助事業者等は、補助金等について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておくべきこと。

四 補助事業者等は、補助事業等に係る間接補助金等の交付を決定する場合においては、国土交通大臣が補助金等の交付の決定に付した条件を履行するために必要な条件を付すべきこと。

五 その他必要な事項

（経費の配分等の軽微な変更）

第六条 法第七条第一項第一号又は第三号の軽微な変更は、別に定めるもののほか、別表第一に掲げるものとする。

第七條及び第八條 削除

（実績報告の手続）

第九条 法第十四条の前段の規定による報告は、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して一箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日

の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日までに、完了実績報告書に、補助金等精算調書、補助金等受入調書、残存物件調書その他参考となるべき資料を添え、これを国土交通大臣に提出してするものとする。ただし、国土交通大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めたときは、報告の期日を補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の六月末日まで繰り下げることがある。

2 法第十四条後段の規定による報告は、補助金等の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の四月三十日までに、年度終了実績報告書に補助金等受入調書を添え、これを国土交通大臣に提出してするものとする。

3 国土交通大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、第一項及び前項に規定する報告の期日を別に定めることができる。

4 第一項の完了実績報告書及び第二項の年度終了実績報告書の様式は、補助金等の種類に応じて別に定める。

（処分制限を受ける財産）

第十条 令第十三条第一号から第三号までに掲げる財産以外の機械、重要な器具その他の財産で、法第二十二條の規定によりその処分について国土交通大臣の承認を要するものは、別に定めるもののほか、別表第二に掲げるものとする。

（処分制限を受ける期間）

第十一条 令第十四条第一項第二号に規定する期間は、別に定めるもののほか、別表第三に掲げるものとする。

（証票の様式）

第十二条 法第二十六条第一項又は第二項の規定により国土交通大臣が法第二十三条第一項に規定する事務を他の機関に委任した場合における同条第二項の証票は、別記様式によるものとする。

（手続の細目）

第十三条 この省令に定めるもののほか、国土交通省所管の補助金等に係る予算の適正な執行に関し必要な事項及び手続の細目については、補助金等の種類に応じ別に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（建設省所管補助金等交付規則の廃止）
2 建設省所管補助金等交付規則（昭和三十三年建設省令第十六号）は、廃止する。

附 則（平成一四年六月二日国土交通省令第七〇号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一四年八月一三日国土交通省令第九四号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十四年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一五年四月一八日国土交通省令第六二号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十五年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年四月二二日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度の予算に係る補助金等及び貸付金から適用する。

附 則（平成一七年四月二二日国土交通省令第五二号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一八年四月五日国土交通省令第五三三号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一九年八月六日国土交通省令第七六号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成二二年四月一日国土交通省令第一七号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の港湾関係補助金等交付規則及び国土交通省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年以降の年度の予算に係る補助金等について適用し、平成二十一年度以

	金	材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	金属造（骨格三十七材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリのものに限る）	○。金属造（骨格十九材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	木造又は合成樹脂、木骨モルタル二十	建造物付属設備 電気設備（照明設備を含む）。 蓄電池電源設備。	その他のものの給排水又は衛生設備及びガス設備、冷房、暖房、通風又はボイラー設備。 冷暖房設備十三（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のものを） その他のものエレーター十五 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備
--	---	-------------------------	------------------------------------	----------------------------------	-------------------	---------------------------------------	---

	遊戯施設	運動施設建物	倉庫	建築物 ベンチ、野卓その他製のものに類するもの	主として金属十五製のもの 主として木製七のもの その他のもの十	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石三十四造又はブロック造 金属造（骨格三十一材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 金属造（骨格二十四材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る） 金属造（骨格十七材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	エヤーカート十二シ又はドアー自動開閉設備 前掲のもの以外のも及び前掲の区分によらないもの 主として金属十八製のもの その他のもの十
--	------	--------	----	----------------------------	---------------------------------------	---	--

木造又は合成十五 樹脂 木骨モルタル十四 造	その他のもの 鉄骨鉄筋コン クリート造又 は鉄筋コンク リート造 れんが造、石三十八 造又はブロッ ク造 金属造（骨格三十四 材の肉厚が四 ミリメートル を超えるもの に限る。） 金属造（骨格二十七 材の肉厚が三 ミリメートル を超え四ミリ メートル以下 のものに限る 。） 金属造（骨格十九 材の肉厚が三 ミリメートル 以下のものに 限る。） 木造又は合成二十二 樹脂 木骨モルタル二十 造	建物付属設 電気設備（照 明設備を含む ） 蓄電池電源設六 備 その他のもの十五 給排水又は衛十五 生設備及びガ ス設備 冷房、暖房、 通風又はボイ ラー設備 冷暖房設備十三 （冷凍機の出力
---------------------------------	--	---

管理施設建物	
管理事務所 その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、石造又はブロッコ造 金属造（骨格） 材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 金属造（骨格） 材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）
冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備 （冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの エレベーター 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドア 自動開閉設備 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	二十五 十三 十五 十七 八 十二 十二 十五 十八 十

建物付属設備	
金属造（骨格） 材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 木造又は合成樹脂 木骨モルタル 造 電気設備（照明設備を含む） 蓄電池電源設備 その他のもの 給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備 （冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの エレベーター 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドア 自動開閉設備 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの 送配管 鋼鉄製 鋼鉄製	二十二 三 二十四 二十二 六 十五 十五 十三 十五 十七 八 十二 十八 十 十五 十五

展望台建物	
打ち込み井戸 （金属造） 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロッコ造 金属造（骨格） 材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 金属造（骨格） 材の肉厚が三ミリメートルを超える四ミリメートル以下のものに限る） 金属造（骨格） 材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る） 金属造（骨格） 材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る） 木造又は合成樹脂 木骨モルタル 造 電気設備（照明設備を含む） 蓄電池電源設備 その他のもの 給排水又は衛生設備及びガス設備	三十 五十 四十二 十五 三十 二十 五十 四十一 三十八 四十 三十 二十二 二十二 二十四 二十二 六 十五 十八

災害応急対策備蓄倉庫施設	
冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備 （冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの エレベーター 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドア 自動開閉設備 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 コンクリート造又はコンクリートブロッコ造 木造 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロッコ造 金属造（骨格） 材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	十五 十三 十五 十七 八 十二 十二 十五 十 七 五十 四十 十五 三十八 三十四 三十一

金属材料（骨格） 二十四	金属材料（骨格） 十七	木材の肉厚が三 ミリメートル を超え四ミリ メートル以下 のものに限る。 （一）	金属造（骨格） 十七	材の肉厚が三 ミリメートル 以下のものに 限る。（二）	木造又は合成 樹脂 十四	木骨モルタル 十四	電気設備（照 明設備を含む 。）	蓄電池電源設 備 十六	その他のもの 十五	給排水又は衛 生設備及びガ ス設備 十五	冷房、暖房、 通風又はボイ ラー設備 十三	冷暖房設備 （冷凍機の出 力が二十二キ ロワット以下 のもの） 十五	エレベーター 十七	消火、排煙又 は災害報知設 備及び格納式 避難設備 十二	エアーケーテ ン又はドアー 自動開閉設備 前掲のもの以 外のもの及び 前掲の区分に よらないもの
-----------------	----------------	---	---------------	--------------------------------------	--------------------	--------------	------------------------	-------------------	--------------	-------------------------------	--------------------------------	---	--------------	--	--

構築物	主として金属十八
耐震性貯水槽	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造三十
放送施設及び情報通信施設	鋼鉄製のもの二十五 鉄塔及び鉄柱十五
係留施設	円筒空中線式のもの四十 その他のもの四十 鉄筋コンクリート柱四十二 木塔及び木柱アンテナ十 接地線及び放送用配線十 通信ケーブル光ファイバー十 製のものの十三 その他のもの二十七 地中電線路その他の線路二十一 設備
発電施設	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造三十 造又はコンクリートブロック造五十 石造五十 配電用のもの五十 鉄塔及び鉄柱五十 鉄筋コンクリート柱四十二

	河川総建物	管理事務所	木柱 配電線 引込線	十五 三十 二十
	合開発事業費補助治水ダム等建設事業費補助			
		鉄筋コンクリート造（二階建） 木造モルタル二十四（一―二階建）		六十五
	倉庫	木造		十六
	車庫	木造		十六
	予備電源室	木造		十六
	機械室	木造		十六
	無線室上家	コンクリートブロック		四十
	観測施設上家	木造 コンクリートブロック		十六 四十
	宿舎	木造 鉄筋コンクリート		十六 六十
	合宿	コンクリートブロック 木造モルタル 木造モルタル 木造モルタル		四十五 二十二 二十四 二十二
	附属設給水施設			十五
	排水施設	鉄製		十五
	無線塔	移動		七十
	無線器			七十
	電話設備 符号変換器			十
	通信線			十
	木塔及び木柱			十
	アンテナ			十
	接地線			十
	配電設鉄塔			五十
	鉄筋コンクリート柱			四十二
	木柱			十五
	配電線			三十

引込線	三十五	添加電話線	三十	地中電線路	二十五	観測設備	五	水位計	五	流速計	五	その他の観測機器	五	電気設備	十八	蓄電池電源設備	六	変圧器	十五	配電盤及び開閉装置	十	整流器	十	電圧調整器	十二	監視船	五	輕金属船	八	木船	五	プラスチック船	五	警報設備	五	他の自動車サイレン装置	十	拡声装置	十	警報制御器	十
-----	-----	-------	----	-------	-----	------	---	-----	---	-----	---	----------	---	------	----	---------	---	-----	----	-----------	---	-----	---	-------	----	-----	---	------	---	----	---	---------	---	------	---	-------------	---	------	---	-------	---

[illegible]

(五) 贈與物等に係る予算の算定に際しては、前記に示す法律（昭和44年法律第129号）をいう。 (又は税関長)	
第24条 事業年度の長は、贈與物等に係る予算の執行の適正を期するに必要があるときは、贈與物事業等若しくは贈與物事業の適正に對して責任をとり、又は贈與物事業の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する。若しくは贈與物等に對することができる。 第25条 職員は、その身分を不正に濫用し、贈與物の受取があるとき、これを濫用する行為はならない。 第26条 職員は、前記の職務に、犯罪嫌疑のある者の監視をせしめなければならない。	
(事業の委託) 第27条 事業年度の長は、前記で定めるところにより、贈與物等の交付に関する事務の一部を事業年度の機関に委託する機関に委託するものとすることができる。	